

政令第三百四十六号

騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令

内閣は、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第一項及び振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（騒音規制法施行令の一部改正）

第一条 騒音規制法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「空気圧縮機」の下に「（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）」を加える。

（振動規制法施行令の一部改正）

第二条 振動規制法施行令（昭和五十一年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「圧縮機」の下に「一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、」を加える。

附 則

この政令は、令和四年十二月一日から施行する。